

2023（令和5）年度事業計画書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

1. 基本方針

アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール（P S C）の地域協力に関する合意（東京MOU）に基づく事務局の運営並びに域内各国のP S Cに係る職員の研修等の企画及び実施に係る事業を的確に行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与する。

2. 各事業の計画

（1）東京MOUに基づく事務局の運営

① 委員会の準備、文書の回章及び報告

2023年10月～11月に横浜において開催される第34回P S C委員会及び第17回技術作業部会に向け、資料の作成等準備作業を的確に行い、円滑な会議運営を図る。委員会終了後、速やかに報告書を作成し、次回会合までの検討課題等を明確にするとともに当該課題を検討するためのインターネット会議の管理・運営を行う。

② I M O、他地域MOU等との調整

I M O（国際海事機関）の関係小委員会等、パリMOUのP S C委員会等に出席し、東京MOUの活動状況を紹介するとともに、検査基準の調和、技術協力等について協議する。

③ 情報収集及び提供

P S C委員会の決定事項やP S Cに関する各種年間データをとりまとめた2022年年次報告書を作成し、関係者に配布するとともに、国際版ウェブサイト上で公表する。

また、P S Cデータベース、航行停止処分リスト、劣悪船リスト等P S Cに関する最新情報をウェブサイト上でタイムリーに公表する。さらに、メンバー等のみがアクセスできる部内ウェブサイトを通じ、会議や研修等に関する情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

域内P S C情報システム（Asia Pacific Computerized Information System（A P C I S））の更なる改良等について、A P C I S管理者と検討を進める。

④ 域内でのP S Cの円滑な実施

条約改正等に対応し、P S Cマニュアルを逐次改訂する。

⑤ 加盟当局資格適格性審査

東京MOUの規定及びP S C委員会の決定に基づき、準加盟当局として4年間を経過したメキシコに加盟当局資格適格性審査チームを派遣し、正式加盟当局としての適格性妥当性について審査を行う。

（2）P S Cに係る職員の研修等の企画及び実施

① 一般研修

2023年4～6月、初級や再教育が必要なP S C検査官を対象に、遠隔学習（Distance Learning）により事前学習を実施し、事前学習を終了した者に対し、同年8～9月に座学及び船上訓練（座学1週間、船上訓練2週間）を日

本で実施する。本研修には、IMOの資金負担により他地域MOUからの研修生も受け入れる。研修生は30名程度を予定し、当財団は、東京MOU域内の途上国研修生約10名に旅費等を支援する。

② セミナー

2023年9月から実施される火災安全に関する集中検査キャンペーンのガイドラインの徹底を図るため、同年7月に事務局主催にてオンライン方式によるセミナーを開催する。

また、PSCに関する最近の動向の周知、新たに採択された検査手順の周知等のため、2023年度第4四半期にニュージーランドにおいて1週間のセミナーを開催する。約25カ国・地域から30名程度の参加を予定しており、当財団は、東京MOU域内の途上国参加者約10数名に旅費等を支援する。

③ 専門家派遣

途上国からの要請を踏まえ、各国の実情に対応した専門家を派遣し、研修を実施する。本年度は、5カ国程度への派遣を予定し、当財団は、専門家の派遣旅費等を支援する。

④ 検査官交流

域内PSCの調和を促進するため、各国間での検査官の交流を企画、実施する。本年度は数名の交流を予定し、当財団は、旅費等を支援する。

(3) 東京MOU設立30周年記念事業

1993年12月に東京で東京MOUの署名が行われてから2023年が30年の節目の年に当たることから、我が国でPSC委員会を開催するほか、当該委員会にて記念式典を開催するとともに、30年間の事業成果検証評価を行い、その成果等を含めた記念冊子等の作成を行う。

(4) 管理業務

① 公益法人関係基準の遵守

今後とも、公益法人関係基準を遵守し適正な運営に努める。

② 財産の運用

資金管理規程を遵守し、運用を行う。